

大阪府青少年健全育成条例に則り 身分証の提示にご協力ください。

大阪府青少年健全育成条例順守の為

お声かけをする場合がございます。

18歳未満と見受けられるお客様に
身分証のご提示をお願いする場合がございますのでご協力下さいませ。

大阪府青少年育成条例 第24条に則り

- 保護者が同伴でない16歳未満のお客様は19時まで
(保護者同伴の場合は22時まで)
- 16歳以上18歳未満のお客様は保護者同伴であっても
22時までのご利用となります。

ご提示がない場合入店をお断りすることがございます。

身分証明書とは…

運転免許証・学生証（在学中のもの）・国民健康保険証・住民基本カード
マイナンバーカード・その他公共団体が認める顔写真入り資格証・パスポート
※コピー・スマートフォンなどの画像は不可。

また、受付時間によっては既定の利用時間に満たなくなる場合もございます。その為の返金、割引は致しかねます。あらかじめ、ご了承下さいませ。